

ティ・アイ・コンソーシア 産業見本市

EMO HANNOVER 2011 欧州工作機械見本市 視察6日間

金属加工のための世界最大の国際見本市「エモ・ハノーバー2011」は2011年9月19日～24日まで、ドイツ・ハノーバー国際見本市会場にて開催されます。製造技術でトップをゆく生産国、並びに各国の代表的なサプライヤー企業が、世界中の出展社がバイヤー、ユーザー、及び業界関係者に対し、工作機械及び金属加工における最高水準の技術と製品を展示します。展示プログラムは、工作機械、製造システム、精密工業、オートメーションコンポーネンツ、コンピューターテクノロジー、産業エレクトロニクス及びアクセサリなど、金属加工関連全般を網羅しております。

EMO ハノーバー 2011概要
<input type="checkbox"/> 開催地： ハノーバー <input type="checkbox"/> 開催周期： 2年に1回 <input type="checkbox"/> 主催者： ドイツ工作機械工業会 <input type="checkbox"/> 開催期間： 2011年9月19日(月)～24日(土) <input type="checkbox"/> 会場： ハノーバー国際見本市会場 <input type="checkbox"/> 出展社： 2, 120社(2007年度実績) <input type="checkbox"/> 入場者： 166, 500名(2007年度実績)
展示プログラム 金属切削機、金属成型機、シートメタル、ワイヤー、チューブ加工機械、メタルフォーミング機、熱処理、電解加工、その他の加工用工作機械、表面処理、仕上げ加工技術、薄膜フィルム加工生産用ソフトウェア、制御システム、オートメーションコンポーネンツ、CAD/CAM、品質管理システム、ロボティクス及び自動化、物流・保管システム、産業用エレクトロニクス、センサー技術、精密機器、ダイヤモンド工具、測定ツール、鍛圧機械、ツール及び成型、モデリング用機械及びシステム、計装制御システム、冷却剤、潤滑剤、溶接、カッティング、焼入れ、ヒートテイング、製造技術用機械式、水圧式、電気式、電子式付属品

月日曜	都市名	時間	交通機関	摘要
9月21日(水)	東京(成田)発 ハノーバー着	午前 夕刻	航空機 専用車	空路、乗継便にてハノーバーへ着後、ホテルへ <ハノーバー泊>
9月22日(木)	ハノーバー滞在	終日	公共交通機関利用	※初日は日本語ガイドが会場までご案内します。(片道のみ) 終日、EMO視察 <ハノーバー泊>
9月23日(金)	ハノーバー滞在		公共交通機関利用	各自でEMO視察 <ハノーバー泊>
9月24日(土)	ハノーバー滞在		公共交通機関利用	各自でEMO視察 <ハノーバー泊>
9月25日(日)	ハノーバー発	午前	専用車 航空機	ホテル発、空港へ空路、乗継便にて帰国 <機内泊>
9月26日(月)	東京(成田)着	午後		通関を経て解散

ツアー名	EMO HANNOVER 2011
旅行期間 旅行代金	9月21日(水)～9月26日(月)6日間 298, 000円 (エコミークラス、2名1室のお一人様当たりの料金) <input type="checkbox"/> 燃油サーチャージが別途必要です。 (2か月に一度改訂されますので、お問合せください) <input type="checkbox"/> 諸税(成田空港施設使用料2, 040円)、旅客保安サービス料、現地空港税が別途必要です。 <input type="checkbox"/> 見本市視察のための往復交通費は別途必要です。 <input type="checkbox"/> 見本市の入場料、登録料、登録手数料は含まれておりません。 <input type="checkbox"/> お一人部屋利用追加代金 20, 000円 <input type="checkbox"/> 食事: 朝食のみ含まれます。

添乗員: 同行しませんが、現地ガイドがお世話いたします。
募集人員: 20名様 最少催行人員: 10名様
利用予定日本発航空会社:
 ルフトハンザドイツ航空、エールフランス航空、KLMオランダ航空
 アリタリア航空、全日空、日本航空、スイスインターナショナル
 スカンジナビア航空、フィンランド航空、オーストリア航空
利用ホテル(ホテル確保済みです)
Best Western Nordic Ambiente Hotel
ベストウエスタン ノルディック アンビエント ホテル
Walsroder Strasse 70, Hannover
 (ハノーバー空港より約8km、見本市会場まで約20km)
時間帯の目安
 朝: 07:00～10:00 午前: 09:00～12:00
 午後: 12:00～18:00 終日: 09:00～17:00



旅行企画・実施	株式会社 ティ・アイ・コンソーシア	観光庁長官登録旅行業第1748号 <一般社団法人日本旅行業協会正会員>
	Travel Industry Consortia [トラベルアイ事業部 国際見本市デスク] [東京本社] 〒102-0074 東京都千代田区九段南3-3-6 麹町ビル5 担当者: 坂元美香子 sakamoto.mikako@travel-i.net 電話: 03-3238-5489(ゴヨヤク) FAX: 03-3238-5271 [大阪支店] 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-15-20 丸大肥後橋ビル6階 担当者: 駒井 勉 komai.tsutomu@travel-i.net 電話: 06-6445-5489(ゴヨヤク) FAX: 06-6445-5519	

募集要項・旅行条件

- 募集人員：20名様 ■最少催行人員：10名様
- 申込締切日：2011年8月19日(金)
但し、満員になり次第締め切ります。
- 添乗員：同行しません、現地係員が一部お世話いたします。

旅行代金に含まれるもの

- ①航空運賃：日程表に記載された区間、エコノミークラス
団体航空運賃
 - ②宿泊料金：ホテルツインルーム(2名1室利用)
 - ③利用交通機関の料金：日程に記載された団体行動中の
乗り物料金
 - ④手荷物料金：運輸機関の規定の手荷物料金
(詳しくは担当者へおたずねください)
 - ⑤団体行動中の税金・チップ
 - ⑥バス料金：日程に記載されたバス料金
 - ⑦食事代：朝食4回、昼食0回、夕食0回(機内食を除く)
※上記はおお客様のご都合により一部利用されたくても払い
戻しいたしません。
- ※旅行代金の算出基準日：2011年7月11日

旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって
通常必要となる費用を例示します。

- ①旅券印紙代・証紙代
(5年間有効:11,000円 10年間有効:16,000円)
 - ②超過手荷物料金
 - ③傷害、疾病に関する医療費
 - ④任意の海外旅行保険料
 - ⑤個人的な費用：規定を超える料金・税金・クリーニング代
電報・電話代、飲物代、その他個人的と認められる諸費用。
お土産品及び持ち込み品にかかる関税など
 - ⑥国内交通費：自宅から発着空港間往復の国内交通費
 - ⑦成田空港施設使用料：2,040円
 - ⑧旅客保安サービス料：500円
 - ⑨EMO2011見本市入場料：1日券45ユーロ、通し券85ユーロ
 - ⑩EMO2011入場券手配代行料：3,150円
 - ⑪燃油サーチャージ(往復)：別途お問合せください。
料金は航空会社・区間毎に必要になります。また日程の
変更に伴い変わります。増額になった場合は不足分を
徴収し、減額になった場合はご返金いたします。
為替レート変動により、過不足が生じた場合が発生しても
精算はいたしません。
 - ⑫現地空港税
 - ⑬航空保安料
- 追加旅行代金
お一人部屋追加料金：20,000円

■渡航手続代行料金について

この旅行には2012年3月31日まで有効な旅券が必要
です。代行を希望される場合は担当者までお申し付け
ください。旅券申請書類の作成代行：6,300円
※都道府県によりお受けできない場合もあります。

■旅券・査証について

- ①旅券(パスポート)：この旅行には有効期間が2012年
3月30日まで有効(未使用査証欄が1ページ以上)なもの
が必要です。
- ②査証(ビザ)この旅行では査証は必要ありません。

■相部屋希望について

この旅行では違う会社のお客様との相部屋希望を承って
おりません。お一人様でご参加の場合は、お一人部屋利用
となり、追加料金を申し受けます。

■お申込み方法

参加申込書に必要事項をご記入の上、下記宛てに郵便
又はファックスにてご送付ください。また同時にご参加
申込金として50,000円(旅行代金の一部に充当)を
下記口座へお振り込みください。旅行代金の残金は
出発の2週間前までに同口座へお振り込みください。

お振込先

みずほ銀行 南船場支店

普通預金口座：1774081

口座名義：株式会社ティ・アイ・コンソーシア

お申込み・お問合せ先

観光庁長官登録旅行業第1748号

一般社団法人日本旅行業協会正会員



株式会社 ティ・アイ・コンソーシア

Travel Industry Consortia

- [東京本社] 担当：坂元美香子(総合旅行業務取扱管理者)
電話：03-3238-5489(ゴヨヤク)
FAX：03-3238-5271
- [大阪支店] 担当：駒井 勉(総合旅行業務取扱管理者)
電話：06-6445-5489(ゴヨヤク)
FAX：06-6445-5519

ご旅行条件書(海外旅行)

■お申込み

- お申込みには必要事項を記入のうえ、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。
 - *お申込みは、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部または全部と取り扱います。お客様のご旅行申込書にお客様のローマ字を記入される場合は旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。当社はお客様の交替の場合に準じて交替手数料(「■お客様の交替」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正がみとめられず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料」に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。
 - 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)
 - ①旅行開始日に75歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
 - ②お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要になります。
 - ③本旅行は株式会社ティ・アイ・コンソーシアが企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
 - ④通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由書等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約のお申込みの際、会員は申込みをしよする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約のお申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

■お客様が出发までに実施する事項

海外危険情報について

渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」:<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/> までご確認ください。

渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の旅行中止について

- 「十分注意してください」
 - 通常通り行いますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。
 - (2)「渡航は是非を検討してください」
- 当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則行面いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行き書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除の取消料を収受いたしません。一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお知らせします。
- ③「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」旅行を中止いたします。

保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ:<http://forth.gojo/> でご確認ください。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加旅行代金とは、一人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の前日以前に降にお申込みの場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお知らせします。
- ①奇数人数でお申し込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行において、複数で申し込んだお客様が一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日か起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から31日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始日までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

*ピーク時とは12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

- 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。
 - 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- ### ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
- 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
- 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1~8に定める事項をいいます
 - 旅行代金が増額された場合。
 - 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
 - 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例外)

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかつたとき。この場合旅行開始日の前日より起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。②旅行代金を期日までににお支払いいただけないとき ③申込条件の不適合
- ④病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配の代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人1万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき

■特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程より、死亡補償金として、2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円をお支払いします。ただし、日程表において当社の手配による旅行サービスの提供が一切おこなわれない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の継ぎ便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトルに記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、交替に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

- (1) コモノーグラス利用の場合(上位クラスへの変更の場合も適用)また下記()はともども
北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・アフリカ・中東・・・17,000(13,200)円
アジア(韓国除く)・ロシア・マイクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,500(7,500)円
韓国・・・6,000(4,500)円
- (2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円(大人・子ども共通)
*航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

病氣、けがが生じた場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めいたします。海外旅行保険については係員にお問合せください。

■お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任で購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がござりますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報取扱について

- (1) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2) 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配及びお客様との連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。
- (3) 当社、当社のグループ企業である(株)エフネス及び当社と提携する企業等が取扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (4) 当社は旅行先でお客様の買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空機便等に保わる個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。
- (5) 上記のほか、当社の個人情報の取扱に関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。



株式会社ティ・アイ・コンソーシア
Travel Industry Consortia